

今回の審査申出の適法性について

- 国地方係争処理委員会（以下、「委員会」という。）の権限について定める地方自治法（以下、「法」という。）第250条の7第2項は、委員会は、国の関与に関する審査の申出につき、法の規定によりその権限に属せられた事項を処理するとしており、ここで国の関与とは、法第245条で定義する「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」のうち国の行政機関が行うものとされている。
- 委員会の審査対象について定める法第250条の13は、その第1項において、普通地方公共団体の長その他の執行機関は、その担任する事務に関する国の関与のうち公権力の行使に当たるものに不服があるときは、委員会に対し審査の申出をすることができる旨定めるが、本条項における国の関与も法第250条の7第2項の「国の関与」である。
- なお、法第250条の13は、国の関与のうち許可その他の処分その他公権力の行使に当たるものに係る不作為（第2項）及び国と地方公共団体との協議（第3項）を委員会による審査の対象となるものとして定めている。
- 審査及び勧告について定める法第250条の14の規定によれば、委員会は、自治事務（第1項）又は法定受託事務（第2項）に関する国の関与について審査の申出があった場合において、審査を行うこととされているが、本条項における国の関与も、また、法第250条の7第2項の「国の関与」である。
- この点、今回、審査申出人が委員会に対して提出した審査申出書によれば、今回の審査申出は、「国土交通大臣の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する認可」を「審査申出に係る国の関与」とするものであるが、当該認可は「普通地方公共団体に対する国の関与」と認められるか。
- ついては、今回の審査申出は、国地方係争処理委員会の審査対象と認められるか。その適法性についてどのように考えられるか。